

## 1 趣旨

この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）に規定する障害福祉サービス事業者、障害者支援施設等および指定特定相談支援事業者ならびに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児通所支援事業者および障害児相談支援事業者（以下「サービス事業者等」という。）に対して、青梅市（以下「市」という。）が行う指導検査および監査等について、基本的事項を定めるものとする。

## 2 指導検査および監査等の目的

指導検査および監査等は、総合支援法、児童福祉法ならびに東京都（以下「都」という。）または市の条例もしくは規則で定める最低基準および指定基準等（以下「基準等」という。）に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導または是正の措置を講ずることにより、サービス事業者等のサービスの質の確保、自立支援給付、障害児通所給付費等または障害児相談支援給付費等（以下「自立支援給付等」という。）の支給の適正化および業務管理体制の適正な整備・運用を図り、障害者および障害児の福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 3 指導検査の方針

指導検査は、サービス事業者等に対し、基準等に定めるサービスの取扱いおよび自立支援給付等にかかる請求に関する事項について、当該基準等への適合状況等を個別に確認するとともに、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言および指導を行うものとして実施する。

## 4 指導検査の形態

指導検査の形態は、次に定めるとおりとする。

### (1) 集団指導

指導の対象となるサービス事業者等に対し、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行うものとする。

### (2) 実地指導

次のいずれかにより、指導の対象となるサービス事業者等の事業所または施設において実地で行うものとする。ただし、実地指導を効率的かつ効果的に行うため、必要に応じて一定の場所において個別に指導を行うことができるものとする。

ア 一般指導 市が単独で行うもの

イ 合同指導 市が都等と合同で行うもの

## 5 指導検査対象者の選定基準

(1) 指導検査は、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、対象の選定については、次に掲げる選定基準および一定の計画にもとづいて実施するものとする。

### ア 集団指導の選定基準

(ア) 基準等に定めるサービスの取扱い、自立支援給付等にかかる請求内容、制度改正内容および過去の指導事例等にもとづく指導内容に応じて選定する。

(イ) その他集団指導を行うことが適当と認められるサービス事業者等を選定する。

### イ 実地指導の選定基準

(ア) 国および都の示す実地指導項目にもとづきサービス事業者等を選定する。

(イ) その他実地指導を行うことが適当と認められるサービス事業者等を選定する。

(2) 都道府県または他の市区町村が指導等を行った結果、特に問題が認められなかったサービス事業者等については、当該年度における実地指導は省略することができるものとする。

## 6 指導検査の実施方針および実施計画

(1) 指導検査は、効率的かつ統一的に実施するため、都が定める障害福祉サービス事業者等実地検査実施方針（以下「都実施方針」という。）に沿って行うものとする。

(2) 市は、都実施方針にもとづき、当該年度の指導班の編成および実地指導等の実施時期等を定めた実施計画を別に作成するものとする。

## 7 調査書等の提出

市は、指導検査の実施に当たって、サービス事業者等にあらかじめ指導に必要となる書類等の提

出を求めることができるものとする。

## 8 指導検査の実施方法

指導検査の実施方法は、次に定めるとおりとする。

### (1) 集団指導

#### ア 指導通知

指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を書面により当該サービス事業者等に通知する。

#### イ 指導方法

集団指導は、基準等に定めるサービスの取扱い、自立支援給付等にかかる支給関係事務および請求内容、制度改正内容、過去の指導における指導事例等について、講習等の方式で行う。この場合において、集団指導に欠席したサービス事業者等には、必要な情報提供を行う。

### (2) 実地指導

#### ア 指導通知

指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ実地指導の根拠規定、日時、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等を書面により、当該サービス事業者等に通知する。ただし、指導対象となる事業所において障害者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知すると当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に文書を交付することによって行う。

#### イ 指導方法

実地指導は、指導基準等にもとづき、関係書類等を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。

#### ウ 指導結果の通知等

指導の結果、改善を要すると認められた事項については、後日、文書により指導結果を通知する。

#### エ 改善報告書の提出

当該事業者等に対して、文書により改善を指摘した場合は、指導結果通知の発送日から起算して30日以内に、改善報告書の提出を求める。

#### オ 指導体制

指導体制は、2名以上の指導班を編成して実施する。

## 9 実地指導後の措置等

実地指導の結果に応じて、次に定めるとおり措置等を行うものとする。

(1) 指摘した事項について改善が不十分なサービス事業者等については、必要に応じて、再度実施指導等を行うものとする。

(2) 第11項に定める監査等の選定基準に該当すると判断した場合は、速やかに監査等を行うものとする。

(3) サービス事業者等のサービスの内容または自立支援給付等にかかる請求等に関し、不当な事実を確認したときは、当該サービス事業者等に対し、当該自立支援給付等にかかる不当利得の自主返還等を行うように指導するものとする。

## 10 監査等の方針

監査等は、サービス事業者等のサービス内容が不当である場合、自立支援給付費等にかかる請求等の経理面に不正が疑われる場合または事業運営に重大な支障が生じていることに疑うに足りる理由がある場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を行うものとして実施する。

## 11 監査等の選定基準

監査等は、サービス事業者等が、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) サービス内容に不正または著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。

(2) 自立支援給付等にかかる請求に不正または著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。

(3) 基準等において、重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。

(4) 度重なる実地指導によってもサービス内容または自立支援給付等にかかる請求に改善がみられないとき。

- (5) 正当な理由なく、実地指導を拒否したとき。
- (6) 業務管理体制の監査等については、指定事業所等の指定取消相当の事案が発覚したとき。

## 12 監査等の実施方法

監査等の実施方法は、次に定めるとおりとする。

### (1) 事前調査

原則として監査等を実施する前に自立支援給付等にかかる請求等による書面調査を行うとともに、必要と認められる場合には、サービス事業者等のサービスを受けた者および当該保護者に対する聞き取り調査を行うものとする。

### (2) 監査等の実施

ア 前号の調査事項の確認について、必要があると認めるときは、監査等の実施通知を交付した上で、サービス事業者等に対し、報告もしくは帳簿書類の提出または提示を命じ、出頭を求めて関係者に対して質問し、または当該福祉サービス事業所に立ち入り、その設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。

イ 指定権限のないサービス事業者等について実施検査等を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を指定権限のある都道府県知事または市区町村長に対し行うものとする。なお、サービス等に関して、複数の市区町村に関係がある場合には、都に総合的な調整を依頼するものとする。

ウ 前記イにおいて指定基準違反等があると認めるときは、書面により指定権限のある都道府県知事または市区町村長に通知を行うものとする。この場合において、都と市が同時に実地検査等を行っている場合には、当該通知を省略することができるものとする。

### (3) 監査等の体制等

原則として、実地指導の指導班を中心に2名以上の監査班を編成することとし、監査等の後、監査等にかかる調書を作成するものとする。

## 13 監査等の結果の通知等

(1) 監査等の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

(2) 前号の通知を行ったサービス事業者等に対して、文書で通知した事項については、その改善の状況について、文書により報告を求めるものとする。

## 14 監査後の措置

市が指定権限を有しているサービス事業者等に対する監査後の措置は、次に定めるところによる。

### (1) 勧告

ア 監査の結果、サービス事業者等が従業者の知識、技能もしくは人員について基準に適合していない場合または基準に従って適正に事業を運営していないと認められる場合には、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、基準を遵守すべきことを勧告するものとする。

イ 市は、サービス事業者等が前記アの規定による勧告に従わなかった場合は、その旨を公表することができる。

### (2) 命令

ア 市は、勧告を受けたサービス事業者等が正当な理由がなくその勧告にかかる措置をとらなかったときは、当該サービス事業者等に対し、期限を決めて、その勧告にかかる措置をとるべきことを命ずることができる。

イ 市は、前記アの規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

### (3) 指定の取消し等

ア 総合支援法第51条の29第2項または児童福祉法第24条の36のいずれかに該当する場合は、指定を取り消し、または期間を定めてその指定の全部もしくは一部の効力を停止することができる。

イ 前記アに定める指定の取消し等を行う場合は、青梅市指定特定相談支援事業者および指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年規則第21号）にもとづいて行うものとする。

### (4) 行政処分所管部署への通知

勧告を受けたサービス事業者等が、正当な理由なく勧告にかかる措置をとらなかったときや、監査の結果取消等処分に該当すると認められたときは、命令および取消等処分の要件に該当する

旨を、行政処分の所管部署へ通知するものとする。

15 不当利得返還等

監査後の不当利得返還等の措置は、次に定めるとおりとする。

(1) 検査の結果、当該サービス事業者等において、サービス内容または自立支援給付費等にかかる請求に関し不正または不当の事実が認められ、これにかかる返還金が生じた場合は、総合支援法第8条第2項および児童福祉法第57条の2第2項にもとづく不正利得の徴収（返還金）として返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。

(2) 前号の規定にもとづき、返還が生じた場合の返還期間は、5年間とする。

16 都への通知

指導検査および監査等を行った結果は、都に通知するものとする。

17 関係機関等との連携

(1) 指導検査の効果を高めるために、都および他の市区町村ならびに国民健康保険団体連合会との連携を図るものとする。

(2) 指導検査および監査等の実施状況等については、必要に応じて国および都に報告するものとする。

18 情報提供

指導検査結果の通知、勧告および命令を行った場合は、その内容についてサービス事業者等の事業活動区域に該当するほかの市区町村への情報提供を行うとともに、できる限り利用者保護の観点から開示を行うものとする。

19 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

20 実施期日

この要綱は、令和元年9月10日から実施する。